

2015.11.6 開会

第3回 町議会臨時会

平成27年第3回町議会臨時会が11月6日に開かれ、議案1件について審議しました。



◆一般会計補正予算（第五号）

平成二十七年一般会計予算に歳入歳出それぞれ九千八百六十五万二千円が追加され、予算総額四十六億千五百九十九万二千円となりました。補正のおもなものは、歳入が国庫支出金、まちづくり寄付金、基金繰入金の追加、歳出は、報償費、積立金（まちづくり基金）の追加です。

♪ 温泉スタンド利用のご案内 ♪

町では、みなさんに健康増進を図っていただくため、温泉スタンドを設置しております。

ご利用方法は、下記のとおりですのでご利用ください。
（※温泉スタンドとは＝温泉水を提供するための施設です）

【温泉スタンドの利用について】

- ▶設置場所 長万部町字平里99番地21（下記地図のとおり）
- ▶利用料 無料
- ▶利用期間 通年（冬期間も利用できます）
- ▶利用時間 午前8時30分から午後4時30分
- ▶遵守事項

- 温泉スタンドの器具等を破損しないでください。
- 1人1回当たり温泉の利用量は、概ね200ℓまでとします。
- 利用後は器具等を整頓してください。
- 他人に迷惑となる行為をしないでください。
- 許可なく隣接する天然ガス施設への立ち入りを禁止します。
- 営業目的の温泉水利用は禁止いたします。
- その他管理上必要な事項に反する行為をしないでください。

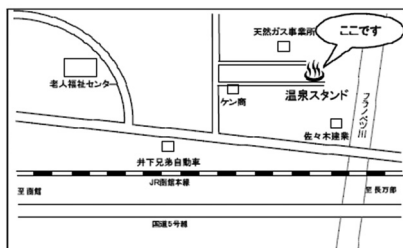
【利用方法および注意事項】

- 容器（ポリタンク等）は、利用者が持参してください。
- 給湯口（蛇口）のレバーを下げて温泉を汲んでください。
- 温泉利用は、希釈利用の方法もあります。
- （例）温泉：お湯＝1：1（2倍希釈）など

（注意事項）

温泉は、浴用のみに利用し、飲用はしないでください。

温泉成分により風呂釜、浴槽等に悪影響を及ぼすことがありますのでご注意ください。利用後は、水洗いをおすすめします。（※温泉の利用は、自己の責任においてご利用ください。）



プレミアム付商品券の利用期限は 平成28年1月15日です

本年8月と10月に発売しました長万部町プレミアム商品券は、平成28年1月15日（金）が利用期限となっております。期限を過ぎると、ご利用いただくことができなくなるため、現在も商品券をお持ちの方は、お早めにご利用いただきますようお願いいたします。

◎利用期限を過ぎた商品券の払い戻しや返品等は一切受付できませんのでご注意ください。

【商品券についてのお問い合わせ】

長万部商工会 ☎2-2270

児童扶養手当制度に該当していませんか

【お問い合わせ先】
町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453

児童扶養手当制度とは、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

手当を受けることができる人は、一定以下の所得で基準の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。ただし、平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過した方については、新たな支給事由が発生しなければ請求することはできませんが、5年を経過していない方については、5年時効の適用はなく、5年を経過しても請求することができます。

なお、児童が心身に中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

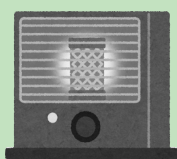
また、遺族年金など公的年金給付受給者につきましては、児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月1日より制度がかわり年金受給額が児童扶養手当の額に満たない場合は差額が支給されることとなりました。

この制度に該当、または年金受給者で新たに該当すると思われる方は町民課戸籍医療年金係へご相談ください。

給湯機器・給排水工事・ユニットバス・キッチン
水洗トイレ・冷暖房・空調換気・各設備、設計施工

（有料広告）

毎日の生活をより快適に！



(株) 光設備サービス

代表取締役 佐々木 秀 光

長万部町高砂町411-345 TEL (2) 3937 FAX (6) 9009

